



商工会だより

令和3年度 第3号
発行所:京北商工会



謹んで新年のご挨拶を申し上げます
本年もどうぞよろしく願いたします

京北商工会役職員一同

新入会員様のご紹介

～どうぞよろしく願いたします。～ (令和3年7月～12月ご入会)

地区	事業所名	氏名(敬称略)	業種
山国	開心舎	梶谷 彰宏	イベント企画業
周山	はてな工房	初川 遼太	木工業
山国	カーピット河原林	河原林 尚	自動車整備業
山国	くらた板金	倉田 照満	建築業

年末調整相談会を開催します

本年も年末調整を行う時期となりました。昨年同様、右京税務署からの署員派遣により相談会を開催しますのでこの機会にぜひご相談ください。

日時：1月14日(金) 午前10時30分～12時00分
午後1時30分～3時00分

場所：京北商工会館

参加を希望される方は、商工会までお申込みをお願いします。

※納期特例の承認を受けておられる事業所様の納付期限は1月20日(木)となっています。

※青色専従者給与や従業員にお給料を支払われている事業所だけでなく、お給料の支払がない方も税務署から年末調整に関する書類が届いている方や、アルバイトだけ雇用をされている事業者の方も手続きが必要となります。

「近畿税理士会右京支部税理士とのオンライン相談会」
(所得税・消費税の申告相談会)を開催します

令和3年分の決算・確定申告の時期が近づいてまいりました。税務相談については、近畿税理士会右京支部の協力を得てオンラインにて実施いたします。会員の皆様が自主的な申告手続きができるよう、経営支援員による伴走支援としての窓口設置となります。趣旨ご理解いただきますようお願いいたします。

日時：2月25日(金)～3月10日(木)の期間の月・火・水・木・金曜日
それぞれ午前10時～午後4時(要予約)

場所：京北商工会館

参加を希望される方は、商工会までお申込みをお願いします。

☆ 準備いただく証明書等 ☆

1. (一般の生命保険料・介護保険料・個人年金)払込証明書
2. 地震保険料払込証明書
3. 住宅取得等特別控除証明書
4. 小規模企業共済払込証明書
5. 支払医療費の領収証等(確定申告のみ)
6. 事業の他に給与収入等がある場合はその源泉徴収票
7. 国民年金払込証明書

(社会保険庁より11月上旬に届いていると思いますが、お手元がない場合は再発行の手続きを必ずお願いします)

8. 国民健康保険料の支払額が確認できる書類
(支払額が不明な場合は京北出張所までご確認ください)
9. マイナンバー

京北商工会プレミアム商品券について

商品券取扱加盟店の皆様へ

お客様のプレミアム商品券の使用期限は令和3年12月末日です。また、お預かりいただいたプレミアム商品券の精算にも期限があります。期限以降の精算は出来かねますのでご注意ください。

精算期限 1月31日(月)まで



給付金

現在受付準備中です！

事業復活支援金

新型コロナウイルスの影響で売上が減少している事業者の皆様へ 2022年3月までの見通しを立てられるよう、地域・業種を問わず、固定費負担支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

<対象者>

新型コロナウイルスの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者。(中堅・中小・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主)

<開始時期>

所要の準備を経て、申請受付開始予定。 ※1月5日地点

<給付額>

◇上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円越～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

◇算出式

給付額は上記で定めた上限額を超えない範囲で、「基準期間の売上高」と「対象月の売上高」に5をかけた額との差額。

$$\text{給付額} = (\text{基準期間の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \times 5$$

基準期間・・・ 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

対象月・・・ 2021年11月～2022年3月のいずれかの月。

※上記は1月5日地点の情報です。最新情報は随時更新されますので経済産業省ホームページをご確認ください。 <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

補助金

事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援する補助金で、コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等が対象です。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択されます。

<主要申請要件>

1. 売上が減っている。

2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売高と比較して10%以上減少している。

2. 事業再構築に取り組む。

事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

3. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する。

補助率(中小企業) : 通常枠 3分の2

補助額(中小企業) : 通常枠 100万円～6,000万円 ※他に卒業枠・グローバルV字回復枠あり

<補助対象経費>

建物費(建設費、改修費、撤去費等)

機械装置費、システム購入費

新しい事業の開始に必要な研修費、広告宣伝費・販売促進費等

第5回公募開始 : 1月中に発表される予定です。

◆ [事業再構築補助金ホームページ](https://jigyousaikouchiku.jp/) <https://jigyousaikouchiku.jp/>

小規模事業者持続化補助金 <一般型>

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組(例 新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

第7回受付締切 : 2022年2月4日(金)[郵送:締切日当日消印有効]

補助率 : 3分の2

補助上限額：50万円

◆ 京都府商工会連合会 小規模事業者持続化補助金特設ページ

https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page_id=1045

小規模事業者持続化補助金 <低リスク型ビジネス枠>

小規模事業者の皆様が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取り組みを支援するものです。

第5回受付締切：2022年1月12日(水)17時 [電子申請のみ受付]

第6回受付締切：2022年3月9日(水)17時 [電子申請のみ受付]

補助率：4分の3

補助上限額：100万円

◆ 小規模事業者持続化補助金<低リスク型ビジネス枠>ホームページ

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

ぱいぷ発行

毎年恒例、青年部・女性部の広報委員さん取材・編集による年賀の冊子「ぱいぷ」が発行されます。お手元に届くのを楽しみにお待ちください。



商工会だよりに関するお問い合わせは

京北商工会まで TEL 075-852-0348 FAX 075-852-1173

URL <https://keihoku.kyoto-fsci.or.jp/> メール keishoko@skyblue.ocn.ne.jp